

30 陳情 第15号	ヘイトスピーチに対する実効ある対策を求める陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年9月11日受理、平成30年9月20日付託
陳情者	新宿区大久保————— ————— 事務局長 ———— 外350名
<p>( 要 旨 )</p> <p>新宿区は、実効あるヘイトスピーチ規制を早急に行ってください。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が区内でも行われ、市民生活に深刻な影響を与えています。</p> <p>ヘイトスピーチが人種差別であることは、国際連合自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告でも指摘され、その違法性は京都地方裁判所や大阪高等裁判所の判決でも明らかです。</p> <p>国も法整備を求める世論の高まりの中で2016年6月3日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を施行しました。新宿区議会はこの法整備を求める過程で、2015年6月に「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」を国に対して提出しています。</p> <p>しかしながら、新宿区としてヘイトスピーチに対する独自の規制策が取られてきませんでした。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、民族や国籍等の違いを超えて、お互いの人権を尊重しあう社会を作るために、2018年6月8日に東京弁護士会が公表した人種差別撤廃モデル条例案を参考に実効ある対策を求めます。</p>	